

様式1

事業報告書  
(自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 吉見内科胃腸科  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎市千歳町10番3号よしみビル5F
- (3) 設立認可年月日 平成19年 3月20日
- (4) 設立登記年月日 平成19年 3月28日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 吉見内科胃腸科	0166551 kn	長崎市千歳町10番3号 よしみビル5F	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項  
 令和6年12月27日 令和5年度決算の決定承認

様式 3 - 4

法人名 医療法人 吉見内科胃腸科  
 所在地 長崎市千歳町10番3号よしみビル5F

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和7年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,389	I 流動負債	4,250
II 固定資産	74,238	II 固定負債	0
1 有形固定資産	6,888	負債合計	4,250
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	67,350	科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	93,377
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	101,377
資産合計	105,627	負債・純資産合計	105,627

様式4-2

法人名 医療法人 吉見内科胃腸科

※医療法人整理番号

所在地 長崎市千歳町10番3号よしみビル5F

損 益 計 算 書  
(自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,653
2 事業費用	98,883
本来業務事業損失	1,230
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業損失	0
事業損失	1,230
II 事業外収益	198
III 事業外費用	1,932
経常損失	2,964
IV 特別利益	0
V 特別損失	
税引前当期純損失	2,964
法人税等	75
当期純損失	3,039

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 吉見内科胃腸科  
 所在地 長崎市千歳町10番3号よしみビル5F

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和7年10月31日現在)

1. 資 産 額	105,627 千円
2. 負 債 額	4,250 千円
3. 純 資 産 額	101,377 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,389
B 固 定 資 産	74,238
C 資 産 合 計 (A+B)	105,627
D 負 債 合 計	4,250
E 純 資 産 (C-D)	101,377

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

# 監事監査報告書

医療法人 吉見内科胃腸科  
理事長 吉見 公三郎 殿

私は、医療法人 吉見内科胃腸科の令和6年会計年度（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年12月 6 日

医療法人 吉見内科胃腸科

監事 澤口 浩子

